

に於て小西某、寺小屋を開き、兒童二三十人を教養しつゝありき。明治五年、住吉・墨江・依羅・敷津・長居と組合にて始て小學校を創設してより、或は住吉・墨江・安立三町村聯合となり、或は墨江・安立の聯合となり、校舎を墨江村に置けり。詳細は同村の條に在り。明治四十三年五月三十一日、墨江村より分離して、始て本校を開校せり。明治四十四年四月二日日本校卒業生女子の爲め裁縫學校を附設せしが、教室の都合上、大正二年三月三十一日一時裁縫科を廢止す。大正三年十月三十一日、校舎一棟(三教室)を増築す。大正四年十月二十六日、天皇陛下の御眞影を拜戴す。大正四年十一月七日、御大典記念事業として約四十坪の學校園を設く。大正五年十月二十六日、皇后陛下の御眞影を拜受す。大正六年五月、御眞影奉安庫(一坪)を建設す。此の費用は金三百圓なり。大正七年五月二十一日、本校西隣に於て二百五十四坪の地所を購入す。大正七年十月の現在校地一千百三十坪校舎二百八十六坪あり。本校創立より今日に至るまで、本校に特別功勞ありし者は、町長谷澤伊兵衛、豊田久平、助役和阪喜兵衛、學務委員太田榮次郎等なり。歴代校長氏名左の如し

氏名	就任期	轉任期	氏名	就任期	轉任期
石谷熊吉	明治四十三年六月一日	明治四十五年三月三十日	多喜多喜造	大正元年十二月二十日	
山田芳三	同三十四年三月三十日	大正元年十月二十三日			

明治四十三年以降學齡兒童數及び就學兒童數

年次	性別	學齡兒童	就學兒童	就學歩合	出席歩合	學級	職員	員	經費
明治四十三年	女男	二九〇〇	二〇〇九	七二・七五	九三・八二	七		八	二、五〇三
同四十四年	女男	二八三三	二一五七	八三・二九	七九・七四	八		八	二、八三八
大正元年	女男	二九〇〇	二二八〇	八六・六七	九四・五九	九		九	一、二七七
同二年	女男	三〇五八	二七七八	九〇・八五	八一・七九	九		九	三、四三五
同三年	女男	三二九四	二七〇九	九三・八二	九〇・四三	九		九	三、四九〇
同四年	女男	三三一四	二〇九一	九二・七八	八七・六一	一〇		一〇	三、八五三
同五年	女男	三三一八	三〇三六	九六・〇三	九五・四〇	一〇		一〇	四、三二四
同六年	女男	三三五一	三五四六	九八・五八	九六・二一	一一		一一	四、六九二
同七年	女男	三三六九	三六四六	九八・三〇	九九・六〇	一一		一一	五、〇二九

卒業生中等學校に入學狀況 (男)

年次	總數	乙種程度		甲種程度		中學校		其他		計
		尋六卒	高一修	商業徒	工業弟	公立	私立	師範	英語	
明治四十三年	一一	六	六	一	一	一	一	一	一	

年次	總卒數	總高一修業數	總高二卒數	公立高	私立高	手藝	其他	計
明治四十四年	一五	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
同四十五年	一七	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
大正二年	二七	一九	一一	一一	一一	一一	一一	一一
同三年	一三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
同四年	二七	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
同五年	二四	二〇	一一	一一	一一	一一	一一	一一
同六年	二六	九〇	一一	一一	一一	一一	一一	一一
計	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇

卒業生中等學校に入學狀況 (女)

年次	總卒數	總高一修業數	總高二卒數	公立高	私立高	手藝	其他	計
明治四十三年	二八	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
同四十四年	二五	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
同四十五年	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
大正二年	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
同三年	一七	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
同四年	二二	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
同五年	一九	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
同六年	二三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
計	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇

安立青年會 從來町内に分立したりし各青年會を併合して、大正二年十二月七日、本會を組織したり爾來専ら青年の修養に努力し、又町改善に盡瘁して功績顯著なるものあり、同四年十一月十七日、

郡長本多常行より賞狀及金一封を授與せらる。現在會員二百名、吉田種三郎會長たり、事務所は安立尋常高等小學校内に置く。

第三 産業

本町は紀州街道に沿ふ狹長の一驛なれば、昔時より商工地として著はれ、農業は耕地乏しきを以て殆んど行はれざりき。而して商工者の多くは縫針、庖刀等の製作に従事し、往來の行人に需ぎ、或は各地に搬出せり、明治十二年調、産業統計に依れば農五〇戸、商三二五戸、工九五戸にして、産物は庖刀一二、二四四個、縫針八二〇、〇〇〇本、行燈六四〇本、唐箕三〇〇個、水車一五〇個等あり。其の後交通機關の發達に伴ひ行人の往來昔日の如くならず、且明治二十七年、三栖屋の居を大阪に移すに及び縫針の産出は其跡を絶てり。然れども尙商工地として存續し、大正四年歐洲戰亂の影響を被り、商工業再び活氣を呈するに至れり。〔五畿内物産圖會〕文化十年開板に當町物産として、根引蕃椒瓢箪を擧げたれども、一般に販賣したりし模様なし。或は本町には種子商多く、試に栽培せしものを、通行の旅人の歌に詠せし爲め、遂に物産中に數へらるゝに至りしものならん。

ほうづきと赤さ比へん蕃椒同し根引に成て見せてん

泉州綱

丸

安立町にて 今朝の秋百生り飄かつちく

旨 原

大正四年度以降職業別戸數左の如し。

業別	大正四年	同五年	同六年	同七年	業別	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年
商業	二九一	二九三	三〇四	三一六	商業	九五	一三三	一〇九	一三八
工業	二六二	二八一	三〇四	三二六	勞力	二一〇	二三〇	二三二	二三八
農業	三九	三六	三六	三三	計	八九七	九七三	九八五	一、〇五一

工業 工業家三百二十六戸、内重なるものは二十九戸の金物工にして、其他雜工業百七十五戸、職工を業とするもの百二十二戸あり。大阪市の工業變遷に伴ひ本町の工業も變遷す。當町は古へより工業地として著はる。近代は特に子弟を大阪市の工業家に見習ひ奉公として出し、修業の曉自宅に歸り既習工業に従事せしむ。特に近年歐洲戰亂の爲め著しく發達せり。

本町の名物として古來有名なるみすや針の來由を記述すれば、寛永年間我國には南京針と稱する支那渡來の唐針行はれ、商賈多くは長崎に在りて之より各地に搬出し、未だ國產製針の業絶えて無かりしかば、寛永元年三栖屋新右衛門本町六町目に於て南京針に倣ひ製針を企てたりしに、反つて渡來の唐針に比し、邦人の意に適し、みすや針の名生するに至れり。(三栖屋)三栖屋の創意に依りて起れる製針業は、本町に多數の徒弟を教養したりしより、同職を習ふ者續出し、紀州街道往來の行人

に嚮ぐこと多年、終に本町の名物となり、其後みすや針の名遠近に傳唱せられ、江戸地方に積送ることゝなれり。文化元年七代目新右衛門、大阪に出店を設け、主として卸賣に力を盡せしが、維新後交通機關發達し、本町の繁盛又昔日の如くならず、故に明治二十七年大阪出店を本店に改めたり現今大阪市東區平野町三丁目同店は即ち之にして、創業以來實に三百年九代に及べり。大正四年度以降工産物總額は左の如し。

年次	生産			價額		
	染織工業	化學工業	飲食物工業	雜工業	計	
大正四年	三五、八〇〇 <small>円</small>	一六、九三六 <small>円</small>	一、四一〇 <small>円</small>	四〇、一五〇 <small>円</small>	九四、二九六 <small>円</small>	
同五年	四七、三九〇	一八、七三五	二、五二五	六二、四八八	三一、一二八	
同六年	四一、五八〇	二〇、四二〇	一、八一〇	三八、九九三	一〇三、二五三	

工業製作品産額表

種別	大正四年			同五年			同六年			販路
	數量	價額		數量	價額		數量	價額		
組紐	二、五〇〇 <small>打</small>	三、三〇〇 <small>円</small>		二、五〇〇 <small>打</small>	三、三〇〇 <small>円</small>		二、五〇〇 <small>打</small>	三、三〇〇 <small>円</small>		大阪、内地
製物類	一、七〇〇 <small>打</small>	三、一〇〇 <small>円</small>		一、七〇〇 <small>打</small>	三、一〇〇 <small>円</small>		一、七〇〇 <small>打</small>	三、一〇〇 <small>円</small>		同
及物類	一〇、五〇〇 <small>打</small>	一、〇〇〇 <small>円</small>		一〇、五〇〇 <small>打</small>	一、〇〇〇 <small>円</small>		八、五〇〇 <small>打</small>	一、〇〇〇 <small>円</small>		堺、内地向
アンチモニー製品	五〇、〇〇〇 <small>個</small>	八〇〇 <small>円</small>		五〇、〇〇〇 <small>個</small>	一、〇〇〇 <small>円</small>		五〇、〇〇〇 <small>個</small>	一、〇〇〇 <small>円</small>		大阪、内地向

自轉車部分及附屬機械	諸車附屬品	油類	漆液	賣藥	菜種油	脂肪油其他	菜種油	其他油類	各種飲食品	餅類	豆腐類	蕎麥類	麵類	饅頭類	木製品	竹製品	皮革製品	其部分及工產物類	挽物類其他	箱類	桶類
一、五〇〇	五、〇〇〇	一、九八〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、九八〇	一、九八〇	一、九八〇	一、九八〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇
四、五〇〇	三、〇〇〇	七、九八〇	九、〇〇〇	七、九八〇	七、九八〇	七、九八〇	七、九八〇	七、九八〇	一、二一〇	一、二一〇	一、二一〇	一、二一〇	一、二一〇	一、二一〇	一、二一〇	一、二一〇	一、二一〇	一、二一〇	一、二一〇	一、二一〇	一、二一〇
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、八五〇	一、八五〇	一、八五〇	一、八五〇	一、八五〇	一、八五〇	一、八五〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇
六、五〇〇	一、〇〇〇	九、四三〇	九、四三〇	九、四三〇	九、四三〇	九、四三〇	九、四三〇	九、四三〇	二、五二〇	二、五二〇	二、五二〇	二、五二〇	二、五二〇	二、五二〇	二、五二〇	二、五二〇	二、五二〇	二、五二〇	二、五二〇	二、五二〇	二、五二〇
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇
九、五〇〇	九、五〇〇	一〇、四九〇	一〇、四九〇	一〇、四九〇	一〇、四九〇	一〇、四九〇	一〇、四九〇	一〇、四九〇	一、八二〇	一、八二〇	一、八二〇	一、八二〇	一、八二〇	一、八二〇	一、八二〇	一、八二〇	一、八二〇	一、八二〇	一、八二〇	一、八二〇	一、八二〇
大阪	同	内地向	大阪	當地方	大阪内地向	大阪	大阪	大阪及近畿	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

籠	洋傘	籠	洋傘
四、〇〇〇	三、〇〇〇	六、〇〇〇	五、〇〇〇
四、九〇〇	三、〇〇〇	八、四三〇	一、四〇〇
四、九〇〇	三、〇〇〇	四、九〇〇	三、〇〇〇
八、四三〇	一、四〇〇	八、四三〇	一、四〇〇

〔會社及工場〕 大森組紐工場 大字安立にあり。大正五年八月設立。下駄ゴム、同緒、靴紐、ゴム紐の製造をなす。製産日額金五百圓、使用電力一〇馬力、職工三十名。

豊田製綿工場 大字安立に在り。明治四十年十二月設立。製産日額百二十貫、金六百圓。使用電力一〇馬力。職工二十九名。

阪築無盡合名會社 大字安立に在り。無盡營業を目的とす。詳しくは商業項金融にあり。

商業 重なるものは金物商、青物商にして、金物商は製作品を堺或は大阪の間屋に卸し、小賣商は極めて稀なり。青物商には本町市場にて仕入れ之を大阪、木津、難波、天満の市場にて賣捌く者と、大阪市に出店を設け、本町若くは大阪の市場にて仕入たるものを大阪市内に販賣し、殘部を本町にある自家の店に陳列して顧客の求に應ずる者との二種あり。大正七年商業戸數細別は左の如し。

青物	四八	金物	二九	菓子	三〇	薪炭	一一
小間物	一二	履物	九	生魚	一〇	煙草	六

尙他に酒小賣、荒物、乾物、道具、豆腐屋等種々あれども其數多からず。

諸市場表

市場名	所在地	個人別	取引品目	年次	一ヶ年取引高	開市日数	管理人氏名	備考
安立島青物市場	大字安立一七七番地	組合(六人)	大根、芋、南瓜、西瓜、小葱、茄子、白瓜、葱、其他青物	大正四年 同五年	五、〇〇〇円 同	午後三時ヨリ 六時迄	柴田佐兵衛	
安立島青物市場	大字安立一七七番地	個人	大根、芋、南瓜、西瓜、小葱、茄子、白瓜、葱、其他青物	同六年	四、二五〇	同五時ヨリ 六時迄	同	
安立島青物市場	大字安立一七七番地	個人	大根、芋、南瓜、西瓜、小葱、茄子、白瓜、葱、其他青物	同四年	三、五〇〇	同六時迄	田邊楠之助	
安立島青物市場	大字安立一七七番地	個人	大根、芋、南瓜、西瓜、小葱、茄子、白瓜、葱、其他青物	同五年	二、七〇〇	同	同	大正五年十一月廣業

金融 住吉村に百三十銀行支店ありて之に賣上金の一部を當座預金をなすに止まり、特に銀行若しくは個人より融通を受くるが如きものなし。町内に質商七戸あり。又阪榮無盡合名會社ありて、一般の爲に金融の便を計れり。會社は大字安立に在り、大正二年十二月の創立にして、無盡營業を目的とし、資本金三萬圓、四分一拂込濟、(大正七年現在)代表社員阪井傳兵衛なり。

質屋表

年次	戸數	年未現在		一年間ノ		一年間ノ		一年間ノ	
		貸出金額	口數	貸出金額	口數	受戻金額	口數	流シ金額	口數
大正六年	七	六、六五七	三、一五二	二一、五四四	一〇、七三四	四、二六四	七、二四五	六二二	三三七
同七年	七	二、三九四	九八五	二〇、三七三	八、五〇二	一四、一八七	六、八一九	一、〇二九	四七八

船車大正四年以降諸車統計左の如し

品別	大正四年			大正五年			大正六年			大正七年		
	馬車	牛車	荷車	馬車	牛車	荷車	馬車	牛車	荷車	馬車	牛車	荷車
馬車	八	一	四〇三	三	一	四二九	五	三	四三二	七	一	五九
牛車	一	一	四二九	四	四	四三二	六	〇	四一	一	〇	一〇八
荷車	一	一	四二九	三	三	四三二	七	一	五九	五	〇	一〇八
自轉車												
人力車												
自轉車												
普通												

第四 宗教

寶林寺 大字安立字北井百十番地に在り。眞宗本願寺派に屬し、威徳山と號す。本尊阿彌陀如來。開基は江州多賀の土南部治左衛門尉清宗なり。天正八年、此地に草庵を構へ、准如上人に就き得度し宗覺と稱す。寛文七年八月、寺號を公稱す。境内民有地第一種二百四十四坪。寺寶には顯如上人袈裟、念珠等を藏す。

長法寺 大字安立字三つ原七十九番地に在り。日蓮宗身延山派に屬し、實教山長法寺と號す。開基は狹山藩の産金龍院日能(正保二年)にして、其年代は(攝陽群談)所載の如く慶長十二年なりしなるべし現に同藩士の墓石十三基を存す。大なるは高さ六尺幅二尺許、七字題目の他文字不分明なるは高さ

二尺許あり、正面に題目を刻するのみ。明治三十二三年頃迄は參詣弔魂の人來りしも、其後打絶えたりと云ふ。同寺建物は本堂一棟十四坪、庫裡一棟三十坪、妙見堂一棟十二坪あり。境内民有地四百三十七坪、檀徒は主として町内にあり、總計五十餘戸なり。

首切地藏(口碑)は往古、町の東方高野街道の側にありき。(攝陽群談)十三卷には安立町の南高野街道側にありとあり(行基菩薩彫刻と傳ふ。傳へ云ふ、昔西國の一巡禮、夜間此の堂前を過ぎしとき、賊に遇ひ、既に一命も危かりしに、此の尊像現はれ出で、巡禮の影を没して自ら之れに代れり。明旦に見れば地藏尊の首は地に落ち、鮮血流れて川をなせり。巡禮、渴仰感涙し、再拜恭敬し去りぬ。因つて首切地藏と稱す。其後年代不詳本寺に之れを安置し、衆生欽仰の的となり、何れも利益無量に感得したりと云ふ。

阿彌陀寺 大字安立字車道四百二十九番地に在り、淨土宗鎮西派に屬し、正音山來迎院と號す。本尊

阿彌陀佛(立像二尺五寸、傳惠心僧部作、但後光及臺座は明治元年水)。僧空智(旭蓮社婦譽上人とも云ふ、寛永十五年十一月寂)寛永年間の創建と云ひ、或は元和四年再興とも云ふ。明治十九年假堂再建す。境内民有地第一種二百三十五坪あり。

龜林寺(廢) 大字安立町七丁目に在りき。黄蘗宗なり。最初は築島の毘沙門天と稱して、築島村(墨

江村大字島)に在りき。本尊毘沙門天は、神功皇后征韓より還幸の際、堺七度の濱の海上に龜に打乗

りたる毘沙門天出現ありしかば、その尊像を彫刻して、堂宇を築島に建立し、安置したるなりと傳へたり。寛文四年、住吉宮司津守國治、堂宇を再興し、地子免除地となる。延寶五年、明僧心越、歸化したりしかば、徳川光圀、之を水戸に請して水戸祇園寺に居らしめ、その爲に領内に同派の寺院を建立せり。一年、光圀上方巡覽して住吉より堺に赴き、道に毘沙門堂に立寄り、心越の爲めに關西に一寺建立の望をたてたり。綱條父の遺志を奉じて、心越二代吳雲の徒弟白圓を使者として此地に下し、毘沙門堂を譲受けて安立町に六間四面の本堂、關帝堂、鐘樓堂、表門、庫裡等を新築せり。即ち龜林寺にして吳雲を開山とす。名所記等に關帝堂とあるは本寺のことなり。心越は關帝の末葉なるが故に、この堂を建立したるなり。明治元年の洪水に、浸水を受け、諸堂大破す。明治七年二月二十日無檀無住の故を以て廢寺とせり。毘沙門天の像は、今は龜林寺住職盛金獅の子なる、安立三百六十七番地金物商和田延次郎方に在り。

神道大成 住之江教會 大字安立百三十番地にあり。教祖故前田辰子天保四年本町に生れ皇國惟神の大道を宣揚し、國體の精華淵源を説き、以來五十年間斯界に貢獻する所あり、明治四十年齡八十八にして逝去す。嗣子前田藤治良、大正三年三月に至り神道大成教に部屬し、教會設置の認可を得て本教會を設置したり。今日信徒三萬を越ゆ。

第五 名 所

霰松原 本町の中央西側、今の町役場、巡查駐在所の所在地は、幽邃云ふべからざる趣あり、鬱蒼たる老樟一幹、天を覆ひて古昔を語るもの、如し。此地元天水分豊浦命神社の境内にして、社は又荒々神社といふ。往古此邊をあられ又はあら、と云ひ、その松原を霰松原といへるにて、社殿の前に「霰松原」の三字を刻せる石標を立てたり。社は明治四十二年九月、墨江村止々呂支比賣命神社に合祀し、社は今町役場の所在地となれり。天水分豊浦命神社は墨江村誌神社参照。

〔萬葉集〕 慶雲三年丙午幸于難波宮一詩歌。

霰打安良體松原住吉之弟日娘與見禮常不飽香聞 右一首長皇子

〔高野參詣日記〕三條西實隆 神宮寺にまうて、更に御前の橋より松原に出で、濱のわたり逍遙して、(中略)和泉の堺にまかりこゆとて、路すがらの名ある所とも云ひ盡すべくもあらぬ見物なり、霰松原といふ所を過ぐとて見れば、世の常の松の葉に似す吹きからしたる様に見え侍れば、

木枯の吹きしほる色さ見るばかり名にあらはる、霰松原

〔支典日記〕 慶長二年三月三日、住吉の潮干を見物申侍る也、住吉の行あひの間、細江、あられ松原、津守、遠里小野など見侍り也。

〔備考〕 〔蘆分船〕に、霰松原、角松原など、つけ侍るも此所なりとぞ、と見えたり。〔萬葉集〕三高市連黒人歌に、吾妹に猪名野は

見せつ、名次山、角松原いつかしまむ。とある所の、荒木田久老の解に、角松原名次山に程ちかき處とせられたりとあり。名次山は武庫郡なるべければ、この松原も同郡なるべし。

小町茶屋 御板橋南詰安立町一丁目西側に「小町茶屋」なる表札を掲げたる家ありき。(現今は跡形なし。)長き柄杓の上に茶碗をのせて茶を出したるを以て名あり。小町茶屋の名の由來は昔時小野小町住吉の松原に屋を儲け、傘を張りて其の下に茶店を出し、長柄の杓に茶碗をのせて往來の人に勸め傍歌道を練磨し、此の地を去るに臨み二物を此家に與へしに因ると云ふ。或は云此の茶店の主婦、夫を迎へざるによると。小町に關しては世に區々の説あり。

浪花屋の笠松 墨江村より本町に入る十數歩にして浪花屋と稱する宏莊なる邸宅あり。其庭園數百坪を有し、中に所謂笠松大小二樹あり。鬱蒼として形恰も笠の如し。大なるは根幹の徑尺餘、高大率六七尺、四周に枝幹を伸し、更に分枝して針葉密生、鬱然として先端殆ど地上に接す。小なるものも其形狀前者に髣髴として眞に雌雄の觀あり。故に此名遠近に傳はり、往古紀州街道を往來するもの、此に杖を止め、門前市を爲し、門内には茶店を設けて名所餅を齎ぎ、以つて觀覽料に代へたり。「浪花屋の笠は低いが餅高い」とは當時流行せし諷刺語なり。最近之を廢して入場料を徴せしも、阪堺電鐵開道以來漸次足を運ぶ物減少せり。

〔編旅漫録〕 夫より難波屋の松見にゆきけり。社より西の方三町ばかりにあり。茶店の庭木なり。つくり木ながら四方二十軒ばかり、まんまるに笠の如く茂生す。木の高さ一丈といへど、見れば五六尺あるごとくひきく見ゆ。へりに至りては三尺、或は二尺餘

はなれたる所あり。こゝにてあづき餅をうり、又松のかたちを紙にすつてうるなり。

第六 風 俗

信仰は病氣平癒を神に祈り、祖先の爲神佛を崇拜するの傾あるも、一般に信仰心甚だ乏し。本町民が遊藝は上流者の嗜好は琴、謠曲等を遊び、下流にありては下劣なる歌舞音曲を嗜むものあり。衣食住は大阪地方の風習を受け漸次、奢侈の傾あり。家屋は一般に木造にして、煉瓦石造のものなし而して亦古きものは改築に際し増築する者多く、漸次棟数増加せり。棟数の戸數に比し僅少なるは、土地狹隘にして長屋建多きに由る。大正四年以降の統計左の如し。

年 度	木造土藏造	年 度	木造土藏造	年 度	木造土藏造	年 度	木造土藏造
大正四年	五三七	同五年	五四〇	同六年	五四五	同七年	五四〇
	三三		三二		三六		三七

冠婚葬祭等にありては畿内一般に行はるゝ風習と大差なく、節分には我孫子観音に詣で一家の幸福を祈り、厄難を拂はんとする信者多し。三月の節句には雛を祭り、當日は町民業を休み行厨を携へ住吉松原に遊ぶの風習ありしが、現今にては漸次衰へ、雛を祭るの外家業を休み者無きに至れり。端午、盆踊、月見等昔日の行事等全く跡を絶ち、俚謠等も外に記すべきものなし。

一般住民の好は尙當町は紀州街道に接し、所謂肩で風を切る紀州藩武士の往來頻繁なりしが爲め、自然に其氣風に浸染し、一般俠氣心に富むの傾向ありしが、従つて生ずる弊風は人氣荒々敷く喧嘩を好むのみならず、賭博の流行するありて、殺伐を好むの風ありき。三四十年前より交通の道開け時勢の變遷と教化の指導宜しきを得て、今は各自家業に勵み、昔時の如き殺伐の風なく、謠曲を好み琴、茶、生花の漸次流行するを見る。然れども義俠心は今も尙現存して、一般に負けず嫌ひの風あり。

第廿五編 敷津村

第一 地理

位置及廣袤 東成郡の西南端に位し、東は十三間川を以て同郡安立町・墨江村及西成郡粉濱村に接し、西は大阪灣に臨み、南は大和川を隔て、泉北郡三寶村に接し、東北は西成郡津守村に、西北は木津川を隔て、大阪市(西區南恩賀島町)に相對す。廣袤、東西最長二十五町三間、南北同二十八町六間にして、面積五百五十町五反四畝二十五歩あり。

地勢及地味 住吉川は十三間川より分岐し、本村中央部を西流して地勢を南北に兩斷し、墨江村其右側に突出して海濱に接し、現在南北の廣袤相平均すと雖も、近く海面埋立地相次で續出するを以て將來は異動あるべし。平均高さ滿潮海面よりも稍低きを以て周圍には鞏固なる堤防を築けり。全村砂土にして、土地豊肥なれば、蔬菜其他一般農作物の栽培に適す。

區劃 全村を北島・北島飛地・北加賀屋・南加賀屋・櫻井・村上・庄左衛門・嬰木・柴谷・釜口の十大字に大別す。各大字に於ける小字名左の如し。

大字北 島

戸 關 至自 六一番
小石原 至自 一〇七番
野中杭 至自 一一六番
棧 至自 二一七番

高 砂 至自 三〇二番
桃井 至自 三三一番
一二七番
葭 至自 四三六番
沼 至自 四四四番

音 沼 至自 四八五番
出 水 至自 五〇五番

大字 北島飛地

川 添 至自 七三四番
川崎 至自 九四四番
初 取 至自 一〇九七番
平 井 至自 一三五五番

澤 野 至自 一五二番
扇 元 至自 一九七八番
鶴 龜 一九九番
西 野 至自 四八二番

大字 南加賀屋

野 口 至自 三六一番
七百三十三番
五百井 至自 六五四番
自一八六八番
六六八番

芝 野 至自 六一番
七百三十三番
久 保 至自 七九二番
江 並 至自 九八番

河 原 至自 一〇九番
堤 鋪 至自 一〇〇四番
老 松 至自 一〇五番
櫻 井 至自 一一七番

大 深 至自 一六七番
柴 田 至自 一七三番
西 野 至自 二一八番
二八六番
自三四五番 自四九一
至三六二番 至五〇〇番

木 谷 至自 三四六番
木 谷 六九八番
美 知 至自 三七二番
福 英 至自 三八八番

芦刈 自三五七一番 至五八一一番

花王續 自四〇五番 至四八一番

但シ 四一七番ヲ除ク

養老 自四一七番 至四九七番

但シ 自四二六番ヲ除ク

長峽 自四四四番 至四四四番

岸田先 四三二番

駒井 自四三三番 至四三三番

自六六四番 至六六四番

浮島 自五三二番 至五三二番

船橋 自五六四番 至五七六番

中島 自五八二番 至五八二番

江口 自六〇〇番 至六一五番

大字 北加賀屋

出見 自一一番 至一一番

自一八番 至一八番

淺澤 自三九番 至三九番

墨江 自八八番 至八八番

長居 自八二番 至八二番

丹頂 自九四番 至九四番

自一九五番 至一九五番

江ノ島 自一一四番 至一一四番

難波瀉 自一二九番 至一二九番

芝田 自二〇九番 至二〇九番

自二八九番 至二八九番

川上 自二九三番 至二九三番

西野 自四八二番 至五〇〇番

但 自四九一番ヲ除ク

自五〇〇番ヲ除ク

大字 櫻井

六浦 七番

自二四番 至二四番

鶴 自一八番 至一八番

雨月 自二〇番 至二〇番

大字 村上

利隆 自一一番 至一一番

但 八番ヲ除ク

義言 自九番 至九番

長峽 自一八番 至一八番

姫松 自一四番 至一四番

大字 庄左衛門

相生 自五番 至五番

岸本 自九番 至九番

義隆 自一〇番 至一〇番

白井 自二六番 至二六番

大字 嬰木

玉の井 自八番 至八番

明霞 自一九番 至一九番

大字 柴谷

イ 自一一番 至一一番

ロ 自二七番 至二七番

ハ 自三三番 至三三番

ホ 自三五番 至三五番

ヘ 自三七番 至三七番

ト 自四七番 至四七番

チ 自五二番 至五二番

ニ 自二四番 至二四番

大字 釜口

明治 自三番 至三番

大正 自四番 至四番

大字北島は往昔は渺々たる海表なりしが、享保八年の頃、大阪の住多田屋徳右衛門、同油屋角兵衛

兩人、大和川堤防に沿ひ之を開墾せんと出願したりしが、資力に乏しく、依て之を河内國石川郡貴志村の住加賀屋甚兵衛に謀り、克苦精勵遂に之を竣す。元文元年、幕府檢地す。爾後之を分ちて南島・北島と稱す。北島の名稱こゝに起る。南島は大和川南に在り。

大字加賀屋は享保十五年、加賀屋甚兵衛、油上某と謀り、開墾に従事せしを以て其名起る。寶曆五年檢地す。加賀屋氏は舊幕時代に於て新田開發の功によりて姓氏帶刀を許され、櫻井と稱す。本村櫻井民次郎はその子孫なり。寶永四年、大阪城代の下知の下に、木津川口を浚深したる時の土砂は北加賀新田埋立に大なる助けを爲したり。明治十五年十二月、元加賀屋新田の南部と駒井新田との二新田を以て南加賀屋新田、元加賀屋新田の北部と川上新田との二新田を以て北加賀屋新田と稱す。駒井新田は文化十四年、川上新田は明治四年に開墾完成したる地なり。

大字櫻井は天保元年、櫻井利兵衛の開墾せるによりてその名あり。

大字嬰木は亦嘉永四年、同人の開墾したる處なり。

大字村上は大和川元村上庄左衛門の開墾せるによりてその名あり。

大字庄左衛門は亦同人が天保六年に開墾したる所なり。
一云、櫻井・村上・庄左衛門は天保二年完成檢地す。

大字柴谷は慶應元年柴谷利兵衛之を開墾す。翌年成る。利兵衛の子孫は今天王寺村に在りて柴谷伊之助と稱す。

大字釜口は明治四十四年、釜口政吉の開墾せるよりその名あり。政吉、現に村内に住し、聲望あり
戸口 本村最近十五ヶ年間の戸口統計左の如し。

種別	明治三同		十六同		十七同		十八同		十九同		二十年		二十一年		二十二年		二十三年		二十四年		大正元年		二年		三年		四年		五年		六年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
本籍者	六四八	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三		
現住者	六六〇	六六一	六六一	六六一	六六一	六六一	六六一	六六一	六六一	六六一	六六一	六六一	六六一	六六一	六六一	六六一	六六一	六六一	六六一	六六一	六六一	六六一	六六一	六六一	六六一	六六一	六六一	六六一	六六一	六六一		
出生数	六〇四	六〇三	六〇三	六〇三	六〇三	六〇三	六〇三	六〇三	六〇三	六〇三	六〇三	六〇三	六〇三	六〇三	六〇三	六〇三	六〇三	六〇三	六〇三	六〇三	六〇三	六〇三	六〇三	六〇三	六〇三	六〇三	六〇三	六〇三	六〇三	六〇三		
死亡数	二七	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五		
出寄留	一九	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一		
入寄留	七	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八		
結婚数	二四	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二		
離婚数	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二		

交通 本村に於ける道路は國道縣道共に無く、唯無名の里道一條ありて、本村大字北島の中央部を東西に貫通するあるのみ。交通甚不便なり。橋梁は村費支辨のもの七個所あり。

本村には郵便局なく、集配は一日二回、住吉郵便局より之を爲す。電話は又同局に屬し、加入者は大字北島に二口、大字加賀屋に入口あり。大正八年
月現在海岸は一般に遠淺にして、船舶の出入不便なるにより利用すること少し。たゞ小型和船の通航あるのみ。

水利〔水系池沼〕 大和川 源を大和に發し、本郡と和泉々北郡の堺をなし、海に入る。河身は八十餘間より漸次河口に至りて大となり、二町三十間の廣さに達す。平時は水少なく砂礫を現はす。殊に盛夏に至れば絶えて一線の水路なし。然も一旦急雨至らば奔流激湍す。

木津川 淀川より分流し來り本村の北の境界をなす。川尻に千本村堤あり、その西角に燈臺あり。船舶の出入繁く、本村北部及近村の薪炭木材石材の移入主として之に由る。本村農産物の移出又本川を利用すること多し。

住吉川 元は入海なりしが、今は兩岸を埋立てたるにより川となれり。薪炭石材の移入多し。
十三間川 本村の東部にあり、大和川の砂礫及本村の農産物の移出をなす。不斷水にあらざるが故に不便多し。

悪水 安立町・墨江村の兩町村より十三間川底を越えて本村大字北島戸關の東北隅に入り、北流して大字南加賀屋駒井を過ぎ、住吉川に注ぐ。其延長六町二十三間餘。

廣海の池 大字北島小字鶴(本村の西南端)にあり。明治の初年大和川の大出水に際し、堤防破壊し、土砂を流出せしが、其時水を堰止めて生じたるものなりといふ。く字形をなし、約八反歩の面積を有し、深さ約平均五尺にして稍々塩分を含めり。されどよく鱒鮒等の魚類繁殖す。

〔堤塘〕 本村は低地なるが爲め、四圍及村内縦横に堤塘あり。

大和川堤防 本村の南端を通れるものにして、安立町より起り大阪灣に終る。延長二十八町にして高さ五間、馬踏四間、敷十二間あり。官有地にして其上底は道路の代用となせり。

十三間川堤防 大和川堤防より續き本村の東部を北行し墨江村を過ぎ西成郡粉濱村に通ず。延長十二町にして高さ二間幅四間ありて、其上は道路の代用となせること前に同じ。

木津川堤防 大字北加賀屋の北端より起り本村の北部を弓形に通じ、木津川口南岸に終る。延長十六町にして、高さ二間、馬踏三間、敷五間あり。護岸には堅固なる石垣あり、其他前に同じ

海岸堤防 大和川口より北行して木津川口に至る、これ本村西部海岸にして延長三十四町、高さ三間馬踏三間、敷五間あり。護岸には堅固なる石垣あること前に同じ。

住吉川南堤防 本村の中部を東西に貫通し大字南加賀屋・釜口新田の北部を通り海岸に終る。延長二十三町、高さ二間、馬踏三間、敷五間あり。護岸は前に同じ。

住吉川北堤防 本村の中部を東西に貫通し大字村上・庄左衛門・嬰木・柴谷の南部を通り海岸に終る。延

長十七町、高さ二間、馬踏三間、敷四間あり。護岸は前に同じ。

暖簾堤防 大字南加賀屋・北島飛地境界より起り、南加賀屋北島境界を過ぎ南加賀屋・五百井に至る。

高さ二間、馬踏二間、敷四間、延長五町。私有堤にして其上底を道路の代用となせり。

飯高堤防 十三間川堤防より起り、大字南加賀屋の北部を西へ進み南に折れ再び西に進み海岸に至る

延長二十五町、高さ三間、馬踏三間、敷六間。官有地にして車馬通ず。

村上堤防 大字村上の東南端より起り大字村上・庄左衛門の間を過ぎ北加賀屋の北端に至る。延長二十

五町、高さ二間、馬踏二間、敷三間。私有地にして其上底は道路の代用となせり。

柴谷堤防 大字柴谷の東南端より起り、大字庄左衛門・柴谷の間を弓形に北行し木津川堤防に至る。延

長十七町、高さ二間、馬踏二間、敷三間。私有地にして道路の代用となせり。

櫻井堤防 櫻井の東南端、村上の東北端より起り大字櫻井、大字村上の間を過ぎ、村上堤防に通ず。

延長八町、高二間半、馬踏二間、敷三間。私有地にして道路の代用となせり。

〔灌漑用水及樋〕 大和川よりするものと十三間川よりするものの一あり。大和川より發するもの(一)大字

北島の東北隅より起り、幅二間を以て大字北島及南加賀屋の東北部を通過し、南加賀屋字岸田先住

吉川に至る。延長支流と共に百七十町に達し大和川涸渇するときはポンプにて汲み上ぐ。(二)大字北

島・南加賀屋境界より起り幅二間を以て大字南加賀屋の中部を通過し、南加賀屋字岸田先住吉川に

至る。延長支流と共に百十七町に達し大和川涸渇するときはポンプにて汲み上ぐ。(三)大字南加賀屋

と北島飛地境界より起り幅二間を以て大字北島飛地南加賀屋西北部を通過し南加賀屋五百井の海に

入る。延長支流と共に九十六町に達す。

十三間川より發するもの(一)大字櫻井の東北隅より起り幅二間を以て大字櫻井・北加賀屋全部を通過

し、大字北加賀屋の東北隅に至る延長支流と共に百三十五町に達す、普通大和川よりするも全川涸

渇するときは淀川系よりす。(二)大字村上の東北隅より起り幅二間を以て大字村上・庄左衛門・柴谷全

部を通過し北加賀屋西北隅に至る、延長支流と共に百十二町に達す涸渇するときは前に同じ。

樋の所在の主なるものは(一)大字北島の東南隅(二)大字北島南加賀屋の境界(三)大字南加賀屋と北島飛地

との境界(四)大字櫻井の東北隅(五)大字村上の東南隅とす。蒙利地區は本村全部にして、各用水路にあ

る樋守六人には、毎年一人毎に米十石宛を給し、各地主は其所在地に應じて之が經費を分擔す。

官公衙 村役場 大字南加賀屋、小字野口十番地にあり。敷地坪數二十四坪、建坪十七坪七合五勺、

木造二階建にして階下(十五坪)は事務室、階上(十二坪)は會議室とす。又別に附屬使丁室(四坪)あ

り。吏員は村長、助役、収入役各一名、書記三名なり。

敷津村巡査駐在所 大字北島、小字桃井三十一番地にあり。住吉警察署に屬す。巡査一名敷津村全部

の警察に關する一切の事務を管理せり。明治三十年四月一日の創設にかゝり當時南加賀屋にありき

燈臺 大字北加賀屋小字川上(木津川左岸西端)に在り。大阪府に直屬し、二名(判任官)の吏員燈臺に關する一切の事務を處理す。燈臺は圓形煉瓦石造にして、高さ二丈九尺、第六等不動赤色なり。天保三年、徳川幕府土工を起し堡臺を波間に築き、併て石堤一條を以てせし其址、今尙存す。明治十一年金澤卯兵衛外數名の有志者と共に此に木造の燈臺を建設し、同年五月十日始めて點火す。之本燈臺の權輿なり。

第二 村 政

沿革 上古本村は茫洋たる海原なりしなり。當時は志岐津浦と稱したりき。北には木津川の流るゝありて、其土砂の流出せるもの漸次堆積しつゝありしが、寶永年間、大和川を開鑿して本村南部に流出せしめたるにより、南北相合して、土砂の堆積一層夥しく遠淺となりしを埋立をなし、今日の敷津村を形成せるなり。明治五年五月七大區第二區に屬す。當初よりの戸長又は用掛は當地開發に功ありし櫻井利兵衛の子孫相次ぎて之を勤め居りしも後岩田平七之に代る。明治二十二年、町村施制行までの戸長は左の如し。

氏名	任期	氏名	任期	氏名	任期
櫻井福十郎 西川市兵衛	明治八年八月迄 同十七年六月迄	櫻井政太郎 梅岡伴龜	同二十年三月迄 同二十二年二月迄	岩田平七	同二十三年六月迄

町村制實施以後の村長左の如し。

氏名	就任期間	氏名	就任期間
新谷六郎	自明治二十三年四月 至同二十四年六月	成山駒吉	自大正二年六月十七日 至同四年十月十四日
柴谷伊之助	自明治二十四年三月 至同二十五年四月	村長職務管掌東成郡書記 牧野谷政一	自大正四年十月十九日 至同五年五月二十七日
土田常治	自明治二十六年四月 至同二十七年五月	成山庄治郎	自大正五年五月二十七日 至同五年五月二十八日
櫻井民治郎	自明治二十九年四月 至大正二年六月十五日	成山駒吉	現任
櫻井重太郎			

村會 本村會議員は一級六名、二級六名にして、定員十二名、選舉有權者は大正六年に於て一級六名二級二十八名なり。明治四十三年來戸數と村會議員選舉有權者との割合左の如し。

年次	戸數	村會議員有權者	年次	戸數	村會議員有權者
明治十三年	二四三	三五	大正二年	三〇三	三七
同十四年	二四三	三五	同四年	三五六	二八
同十五年	二四三	三五	同六年	三七八	三四

財政 本村近時大阪市の諸工業勃興に伴ひ砂利の需要多きを以て之を採集するもの多く、従つて各戸の生活は裕かに、負擔力も大に増加するに至れり。又經費も年々多少の増加をなせども甚だ遅々たるものにして、只戸口の増加又は物價の騰貴するに従ひて増加するのみ。最近數年間に於ける歳出歳入計左の如し。

年 度	歳 入	歳 出	年 度	歳 入	歳 出
明治四十一年	四、二七〇・六〇〇	四、二七〇・二二四	同 二 年	七、〇六一・二三七	七、〇六〇・七〇三
同 四十二年	三、〇八九・六五八	三、〇四四・三八九	同 三 年	〇、〇〇〇・〇〇〇	〇、〇〇〇・〇〇〇
同 四十三年	三、一六九・五五五	三、一六〇・五二七	同 四 年	四、九三六・八四一	四、九一二・四〇八
同 四十四年	三、二六一・〇〇〇	三、二三〇・〇〇〇	同 五 年	五、一八九・四八三	五、一八八・七二八
大正元年	四、三六三・〇〇〇	四、三二一・〇〇〇			

村基本財産 現金壹千九百四拾七圓五拾八錢壹厘、證券壹千壹百〇壹圓五拾錢にして、計參千四拾九圓八錢壹厘あり。大正七年 月現在

小學校基本財産 は現今壹百圓あり。上

衛生及消防 本村は一般に衛生思想に乏しく、明治三十三年三月二十五日、避病院を建築せるの外、何等の施設なかりき。消防に於ても亦何等の設備なし、過去に於て火災なかりしが爲なり。

飲用水 大正三年の調査によれば井數百五十二にして、内良水六十三、不良水八十九なり、水深は一

般に水淺く、深きほど水質不良となる、又傳染病とは何等關係なきもの、如し。

隔離病舎 南加賀屋小字江口六一四番地にあり。平家木造瓦葺にして、坪數三十五坪二合五勺、現今に於ては改擴築の要あり。

衛生組合 大正三年四月初めて衛生組合を設け、一時飲用水、食糧、掃除等をも干涉せしが、現今は一年一回の掃除監督をなすのみなり。大正元年以後の傳染病統計左の如し。

種 別	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	種 別	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
コレラ	一	一	一	一	一	一	一	バラチアス	一	二	一	一	一	一	一
腸チアス	一	一	一	一	一	一	一	ザフテリヤ	一	一	一	一	一	一	一

兵 事 因に明治三十七年村内に赤痢患者發生して四五十名に傳播し猛威を振ひしことあり。壯丁検査 大正元年以後、本村壯丁検査成績左の如し。

種 別	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	種 別	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
検査人員	二二	九	二一	八	一九	一八	二八	丁	一	二	一	一	一	一	一
甲 乙	八	四	七	三	四	五	九	戊	一	一	一	一	一	一	一
乙 乙	四	一	五	一	五	五	一	無教育者	一	一	一	一	一	一	一
丙 乙	三	一	三	一	二	二	九	眼疾者	七	四	八	五	四	三	三
							花柳病患者	六	一	三	一	一	一	一	一

在郷軍人會敷津村分會 明治四十二年四月の創立にして現今會員九十一名を有す。會長は釜口治郎吉なり、會員は毎月五錢宛の會費を醸出して之を積立てて基本金とす。現在四百六拾九圓四拾五錢を算す。毎年春季總會を開催し、招魂祭を行ひ、勅語捧讀式を擧ぐ。
 戰役戰病死者 本村戰歿者左の如し。

故階級勳功	氏名	生年月日	本籍	所屬部隊	戰病死原因	戰病死年月日
歩兵上等兵 勳八等功七級	松川	明治十四年六月三日生	大字村上十番地	歩兵第八聯隊	遼陽附近戰死	明治三十七年九月二日
同	大谷	明治十六年三月十四日生	大字南加賀屋二十四番地	同	支那瀋陽城附近戰死	同 三十八年三月六日
同	辻尾	明治十四年一月一日生	大字南加賀屋四十一番屋敷	同	支那油虫堡附近戰死	同 三十七年十月十一日
歩兵一等卒 勳八等	山坪	明治十五年三月三日生	大字南加賀屋二十三番屋敷	同	支那盛京省第四師團野戰病院ニテ病死	同 三十八年三月六日

教育 明治維新當時、大和川堤防の決潰が住民の離散となり、教育の如きは顧みられず、一方他に有利なる職業(砂利振ひ)の存するありて、教育なくも其日々の生活には何等支障なきより、向上發展の精神は失せて、終に現今に至れるものゝ如し。然れども現時漸く教育の必要を感ずるもの増加し、就學歩合も漸次に向上しつゝあり、他町村に比較して敢て遜色なきも、出席歩合に至りては大に憂ふべき状態にあり。且又相當の年齢に達すれば、家世上廢學せしむるもの多し。進んで中等教

育を受けしむるに至つては、遊民を作るが如く考へ、直ちに金儲けに比較して價値を決定するが如き思想を有す。従つて教育上の機關としては、公立敷津尋常小學校、青年團體、教育會あるのみ。

敷津尋常小學校 大字南加賀屋白三十二番地に在り。明治五六年の頃住吉郡住吉神社神官津守氏の宅に於て近傍の兒童を集めて教育せしも、本村は土地遠隔なれば本村より通學するもの僅々數名に過ぎざりき。其後本村大字北島祐貞寺學寮に其分教室を設置せしに、就學者大に増加し、遂に獨立して北島小學校と稱するに至る。明治十九年學制の改正と共に北島簡易小學校と稱したりしが、明治二十四年これを廢して尋常科小學校とす。爾後社會の進運に伴ひ狹隘を告げしかば、明治二十五年十月、現在の地に校舍新築に着手し、翌年一月十五日落成式を擧げ、敷津尋常小學校と稱す。之を以つて本校の創立とす。明治四十一年義務教育延長の結果三學級編制、同四十二年度より四學級制とす。大正二年度に至り五學級編制とし、同四年度より六學級編制として現今に至る。校地は四百四十六坪にして、内三百十六坪は借地なり。内運動場二百八十坪あり、兒童一人に對し一・〇七坪に相當す。校井は水質佳良なり。校舍は木造平家建にて、總坪數百十六坪、内教室六此坪數七〇坪に達す。兒童一人に對し〇・二六坪なり。通學區域は本村一圓とす。通學最長距離二十一町三十七間なり。大正七年の就學歩合男九九・三四、女一〇〇・〇〇平均九九・六九なり。職員八名。卒業生は家業に従事するもの多く、進んで中等學校に入學する者は稀なり。

世界動亂の結果本村は海岸に接することとて造船業發達著しく、人口順に増加せり、従つて學齡兒童も急激なる増加を來し、本校にては到底收容し能はざるにより、且通學上の便宜より考慮し本村北部に第二尋常小學校を創立することとなれり。近く落成の運びに至るべし。本村は土地廣汎にして且道路とてはなく、北部方面より南部學校まで通ふこと不可能なるにより、北加賀屋村方面は西成郡津村玉出粉濱の學校へ自然通學することとなりしが、やがて是等の學校へ通へる兒童は村内學校へ收容するに至るべし。

明治三十四年來本校校長の更迭左の如し。

就職年月日	轉退年月日	氏名	資格
明治三十四年四月十五日	明治三十六年十二月十日	森安三郎	尋本正
同三十八年三月三十一日	同四十年四月五日	森山博	同
同四十年四月五日	同四十三年四月十三日	大橋友市	同
同四十四年四月十三日	同四十四年十二月二十八日	柴田章太郎	同
同四十四年二月二十七日	大正五年五月二十八日	藤本彦四郎	同
大正五年六月六日	同五年十二月二十日	岸愛之助	同
同五年十二月二十日	現今	金川美耶	同

但 明治三十四年以前は校長を欠く。

敷津村教育會 會長は創立以來櫻井重太郎なり、本村教育會は他の教育會と稍趣を異にし、明治の初

年海嘯のため土地荒蕪に屬せしことあり、時に村民離散し、教育の如きは殊んど顧みられざる状態にありき。ここに於て今後かゝる場合に於ても尙可憐なる兒童の教育は忽にすべからずとて、非常に時に備へんために兒童保護者より會費を徴收して積立をなせり。従つて何等の事業を起さず。

社會事業 青年團 創立は明治四十三年一月十五日なり、尋常小學校卒業後滿二拾歳迄のものを正會員とす、會長は柳川磯吉にして事務所は高崎神社に置く。其重なる事業は知識の向上を圖るために夜學を開催す、毎年十二月一日に始まり、翌年三月に終る。又村内有力者中吉凶禍福ある毎に若干の基本金を寄附し、又他町村の大和川土砂の採集を出願したるものより一立方坪につき五錢の寄附をなすが故に、基本金は漸次増加しつつあり。

米價救済 大正七年米價暴騰による暴動事件と被害は本村民一般に有福にして細民と雖も相當有利なる勞働をなすにより本村には終に暴動を惹起せざりき。廉賣資金寄附金總額參千六百貳拾五圓、補助金參百七拾七圓五拾四錢にして、現在殘金貳千八百八拾七圓參拾四錢あり。百三十銀行に預金となして目下其費途につき協議中なり。

第三 産業

本村産業の主たるものは農業にして、畑地は専ら蔬菜類を栽培し、一年に二毛多きは三毛を作る。田は全く稻作なり。之に次ぐは工業にして、木津川尻の造船工業なり。大正六年六月初めて起り、其勢甚だ盛にして、寂寥たる寒村は俄に勃興し、近く小都會を形成せんぞす。

本村は由來農を主とし、漁業之に次ぎしが、今は漁業をなす者なし。是、本村は木津川、大和川の下流にあるも、木津川は悪水の排出甚だしく、大和川は土砂の流出甚しくして、魚族の繁殖多からざると、漁民はいつしか労働者(主として大和川及海濱に於て砂利振に従事す)となりし爲なり。適鱈せいごを漁することあるも、其漁獲少なければ、自家の用に供するのみ。亦本村海岸にて海苔及青苔を採集し明治三十六年、墨江村大字濱口岩田平七本村木津川口より火薬庫に至る沿岸に、淺草苔青苔の製造場を設け、毎年一月より四月迄に約十五萬枚を産出し、大阪へ販賣したりしが、同三十八年廢業せり。其他漁撈に従事したる者ありしが、大正三四年頃より其跡を絶ちたり。本村住民の職業別は左之如し。(但大正四年以降各年末調査統計)散髪屋は商業の中において四戸なり、工業は總べて造船業に關する職工なり。

種別	大正四年	同五年	同六年	種別	大正四年	同五年	同六年
農業 戸數 人口	一八二 七〇〇	一八三 七二七	一八三 七四四	狩獵業 戸數 人口	二 一	一 一	一 一

工業	商業	交通	無職	勞働	公務員及官吏
戸數	戸數	戸數	戸數	戸數	戸數
人口	人口	人口	人口	人口	人口
一一	二二	二	二二	一五	二二
二二	二二	二	一五	一六	二二
二二	二二	二	一五	一六	二二
九	二〇	二	二二	一五	二二
一八七	一八五	一	二二	一五	二二
五	五	一	二二	一五	二二
四	四	一	二二	一五	二二
七	七	一	二二	一五	二二
六	六	一	二二	一五	二二
七	七	一	二二	一五	二二
六	六	一	二二	一五	二二
七	七	一	二二	一五	二二
六	六	一	二二	一五	二二

農業 本村産業の主要部を占む。大阪市に接近せる關係上蔬菜類は需要多く、且價格の比較的高きため、米作に比し有利なり。故に畑地に於ける蔬菜類栽培は其内又重きをなす。農民は一般に勤勉にして、家内中擧げて働き、若者は午前一時頃より木津市場に出掛け、殆ど晝夜兼行の有様にて、女子の如きも夏の炎天終日畑中にて働くに餘念なし。副業は養鶏養魚の外見るべきものなし。是農業労働の重んぜらるゝ結果、男女を問はず畑に出で、働くが故なり。養鶏は約百二十戸、(六割、時々増減あり)一戸牡一羽牝四羽雛十羽を普通とし、食用に適するに至らば賣放てり。鶏卵等も亦毎日安立町、住吉方面より買集むべく商人出入し、賣りに出づることなし。(平均一戸につき産卵三個價一個七錢)養魚池には鱈鯉鰻等の養殖盛なり。家畜は村内牛百十三頭にて、飼料は草麥等を用ひ他町村より買入ることなし。施肥は大阪市より運搬する塵芥下肥の外に、油糟、豆糟等を用ふ。油糟豆糟は大阪商人一定の時期に各戸を訪問し、所要の量を送り來る。水田に用ふる肥料は掛にして、畑に施すべきは現金なり。施肥一段歩に田は八九圓、畑は一毛につき五圓内外、西瓜は五拾圓

内外を要すといふ。西瓜の肥料は主に鯀、小便なり。明治三十年前後まで、畑は綿を以て主要作物とせしも、大阪市の発展につれ、漸次蔬菜栽培に變せり。(市の發展にて難波・木津・市岡方面の畑地は悉く宅地と化し、今宮・天王寺・玉出方面の接續町村も又漸次農耕地減少せしによる。) 村農會は村長會長を兼ねたりと雖も、事業としては別に見るに足るべきものなし。 本村農業戸數調左の如し。

大字別	戸數	大字別	戸數	大字別	戸數	大字別	戸數	大字別	戸數
南加賀屋	一一〇	北島	四二	村上	二七	櫻井	三	柴谷	一
庄左衛門	一	木	一	北加賀屋	二二	井	一	釜口	一

本村畑地の主要作物は左の如し。(大正六年調による)

種類	反別	産額	金額	種類	反別	産額	金額
甘藷	一〇町歩	五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	蕎麥	一町歩	〇、〇〇〇	一、五〇〇
小芋	四〇〇	二〇、〇〇〇	二、四〇〇	水菜	四〇〇	四、五〇〇	一、二〇〇
茄子	一〇〇	一〇、〇〇〇	二、〇〇〇	冬葱	二〇〇	二〇、〇〇〇	四、五〇〇
西瓜	一五〇	六、〇〇〇	三、〇〇〇	葱	三〇〇	三、〇〇〇	〇、五〇〇
瓜類	二〇〇	二、〇〇〇	二、四〇〇	豆	二〇〇	〇、〇〇〇	〇、五〇〇
葱類	一〇〇	四、五〇〇	二、七〇〇	麥	二〇〇	〇、〇〇〇	〇、二五〇

その他夏大根(三町歩)、蕪菁(三町歩)、菜菔、杓子菜(十町歩)、胡蘿蔔、(二町歩)、午莠(五町歩)等も作る。米の産額七千二百石にして四拾圓平均として貳拾萬八千圓なり。蔬菜は玉出住吉方面を販路の最とし新世界木津市場等に運搬す。

民有地、農地及宅地統計一反歩賣買價格見込

地目	最高賣價格	最低賣價格	平均價格	地目	最高賣價格	最低賣價格	平均價格
田	八円	四円	七円	畑	一二円	六円	一〇円
宅地	六円	六円	一三円	雑地	七円	二円	五円

民有農業地統計

地目	筆數	面積	最高見込賣買價格	平均賣買價格	筆數	面積	最高見込賣買價格	平均賣買價格
田	七八四	二二八町九段	八畝二十九步	二反九畝六步二二三	六〇九	二萬三千七百八十六坪	三町三段四畝十八步	二二
畑	一三三	二二三町	二反七畝十一歩四	三〇圓	一六六	八八	一反五畝六步二七	十二圓
宅地	一三七	三十九町五反一畝一步	七畝二十八歩	九	九百圓	七反四畝二十歩	六	
雑地	六四七	百八十九町四反七畝二十八歩	五〇	九千五百八十五坪八七	七九	二町五反九畝二十八歩	一六	

本村農民がその住宅と主なる耕地との距離は、一町以内のもの十一戸、三町以内六戸、五町以内七十三戸、十町以内八十七戸、十五町以内三戸、十五町以上三戸なり。農家一ケ年の最近の收支を見るに大要左の如し。

種別	収入		支出		種別	収入		支出	
	自約	至約	自約	至約		自約	至約	自約	至約
大農	六、〇〇〇	八、〇〇〇	五、五〇〇	七、三〇〇	中農	一、二〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	五、五〇〇
小農	三〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇					

小農者は大概他の労働を兼業するを以て、農に於ては收支平均するも他に相當の収入あり。本村農民の使用する農具は左の如し。

期限	種類	価格	大農	中農	小農	期限	種類	価格	大農	中農	小農
十年	からすき	六、〇〇	三	二	一	三十年	びつちゆう	一、五〇	一	一	一
十五年	はらおひ	三、五〇	二	一	一	五十年	萬能	二、〇〇	一	一	一
十五年	びばがらすき	一、八〇	二	一	一	三十年	おしきり	二、〇〇	一	一	一
十年	すぢきり	一、二〇	七内外	五内外	一	三十年	鎌	〇、二〇	三	一	一
五十年	大鉄	三、〇〇	三内外	三内外	一	三十年	刈	〇、三〇	二内外	二内外	三内外
三十年	小鉄	二、〇〇	一七内外	一〇内外	一	三十年	白	一、〇〇	一	一	一
三十年	あなつき	〇、五〇	二	二	一	三十年	唐	一、五〇	一	一	一
三十年	ひろしま	二、五〇	二	一	一	三十年	箕	〇、〇〇	一	一	一
三十年	(四本爪)	二、五〇	二	一	一						

期限	種類	価格	大農	中農	小農	期限	種類	価格	大農	中農	小農
五十年	千石	四、〇〇	二	二	二	不定	ふ	一、〇〇	二以上	二以下	一〇以下
不定	籠(各種)	一、〇〇	一五以上	一五内外	一〇内外	三年	か	〇、五〇	二内外	一三内外	四内外
十年	手鉄	一、〇〇	三	二	二	不定	麦	二、〇〇	一	一	一
十年	天秤	〇、六〇	五乃至七	三乃至五	一乃至三	十年	じよれん	小一、五〇	一	一	一
五十年	甘藷	一、〇〇	一	一	一	不定	除虫噴霧器	二〇、〇〇	一	一	一
八年	水掛たんこ	四、〇〇	四内外	三内外	二内外	五年	庭	〇、三〇	八内外	五〇内外	三〇内外
十年	下肥用たんこ	一、六〇	五内外	三内外	二内外	三十年	金さらへ	一、〇〇	一	一	一
三年	ひしやく	大〇、四〇	二	二	二	三十年	茄子用たんこ	一、〇〇	一	一	一
二十年	下肥	八、〇〇	八内外	五内外	二内外	二十年	株おこし	〇、八〇	四	二	二
二十年	小舟	一〇、〇〇	五内外	二内外	二内外	二十年	穴堀しやくし	〇、七〇	五	四	二
二十年	牛車	三〇、〇〇	二	一	一	二十年	茄子苗防寒用	〇、七〇	五	六	一

本村全部殆ど小作にして、その反別左の如し。

田 二百二十町一反三畝七步

畑 百七十六町三反七畝八步

年期は永小作にして、地上権を設定され、その小作料も田永小作八斗乃至一石、一年契約一石三斗畑永小作貳拾圓、一年契約貳拾參圓なり。新田開發地に於ける小作人に對しては慰安を與へんがため、其地の一部を伊勢講地として小作せしめ、小作料を徴集せず、其收益を以て伊勢參りの資に供す、其面積八反一畝あり。又古くより永小作權を設定したる處大部分を占め、海面埋立をなすに當り、堤防のみ地主が築きたるに止り、其他の土地改良、施設は小作人の手によりてなりしなれば、小作人の權力強し。兩三年前より物價の騰貴甚しければ畑は一反歩何圓とかの定なりしを値上げせ

んど欲するも、小作人は支拂はざるものゝ如し。最も田に至りては一反に對し何石何斗の定なるより仕方なく之に従へり。又米作不良の時は小作料の低減を要求するも、地主は畑作物の高價にして需要多きを理由として低減を肯せず、小作人は田と畑とは區別すべしと主張し、二三年間解決を見ざるに度々あり。

全村耕地總面積約四百町歩にして農に従事するもの一八三戸なれば、一戸平均一町二反歩を耕耘するものとして約二百二十町歩なり。残り百八十町歩は附近安立町・粉濱村・津守村民の入作地たり。然れども他に優利なる労働あり、益々農業労働者の不足を訴ふ。水田の如き植付、收穫等は半傭人によりてなし、夏日の除草は悉く淡路より雇入る。

被雇農業労働 年期奉公は一ケ年又は三ケ年にして給金の外被服等の現品給與無し。これ被雇人の好まざるによる。雇傭契約にては男一日壹圓八拾錢、女一日壹圓位にして、業務の別によりて賃銀に差なきも、夏季は冬季に比して稍高し。而して年期奉公よりも雇傭契約による方成績良好なり。賃金は農業労働者供給不足の爲年々増加せり。一年労働日數約二百七日にして休業日數約三十日許なり。過去五ケ年間に於ける賃銀増減左の如し。

年次	金額	年次	金額	年次	金額	年次	金額	年次	金額
大正二年	〇、八〇〇	同三年	〇、八〇〇	同四年	一、〇〇〇	同五年	一、二〇〇	同六年	一、五〇〇
男	〇、四五〇	男	〇、四五〇	男	〇、五五〇	男	〇、七〇〇	男	〇、八〇〇
女	〇、三五〇	女	〇、三五〇	女	〇、四五〇	女	〇、五〇〇	女	〇、七〇〇
自一、八〇〇		自一、三〇〇		自一、〇〇〇		自一、〇〇〇		自一、〇〇〇	
至一、七〇〇		至一、七〇〇		至一、七〇〇		至一、七〇〇		至一、七〇〇	

工業

本村の工業は歐洲大戰亂の影響によりて大正六年六月以來、木津川尻に造船業の新興を見るに至れり。是より先きには工業と稱すべきものなし、而して新設せられたる造船所は大正七年十月現在にて八ヶ所の多きに及び、尋で千本松船渠株式會社起りて船舶の修理に従事す。職工數は各工場とも毎日轉々移轉するを以て正確なる數は知り難きも、大正七年十月現在數千百三人、その内他町村より通勤するもの千六十三人(全部男工)なり。賃銀は同現在にて最高日給四圓六拾錢、最低日給八拾錢なり。此等工場と村治一般との關係に就ては、各工場とも設立日尙淺しと雖も、村財政の五割を負擔せり、されど村としては衛生交通、其他の費用膨脹しつゝ、ある際なれば、相殺の有様あり。

〔工場法適用の工場〕

名目	設立	沿革	組織	現狀	名目	設立	沿革	組織	現狀
高橋造船所	大正六年七月	特筆すべきものなし	個人	木造船	柴田造船所	同年十月	同	同	目下休業中
藤永田造船所	同年九月	同	同	鐵材豊富職工優良	福家造船所	同年十月	同	同	木造船
芝川造船所	同年七月	同	同	木造船	横田造船所	同年十月	同	同	木造船
大阪蒸業株式會社造船所	同年九月	同	株式會社	最も大規模なるも機械備らざる如し	千本松造船株式會社	大正七年十一月	同	株式會社	木造船
村尾造船所	同年十月	同	個人	木造船					

商業 農村本位にして商業は甚だ振はず、只八百屋及農家の日用品を充すべき小賣商業等あるのみされど農家の漸次裕福なるに伴ひ、日用品の需要も多く、商家も相當の利益あり。物價は近接町村と比較して、交通不便のため三割方高し。商家は悉く自家資本にして、他より借入るゝが如きものなし。本村商業家戸數表左の如し。

八百屋兼菓子屋	種類	戸數	種類	戸數	種類	戸數	種類	戸數	種類	戸數	種類	戸數
三	吳服太物	二	青物仲買	一	魚乾物	二	烟草切手	三	小間物	二	菓子屋兼藥物屋	九
											仕辨出	二
											理	四

交通運輸業 交通運輸業を專業とするものなし、農家に於ては車輛小舟を有するも、悉く自家農産物の運搬に用ふるのみ。大正元年以後の車輛統計左の如し。

種別	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	種別	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
貨物用牛馬車	一	一	一	二	八	一一	一一	荷車	七	二六	八七	三七	五八	八六	八七
四輪車								自轉車	二	三	四	四	六	二六	二〇

貨物用牛馬車の漸次増加するは、農産物の搬出回数が多くなれるものにして、自轉車の前年に比し減少したるは、交通頻繁の度俄然増加して破壊し、未だ新調せられざるによる。

第四 神社 宗教 舊蹟 名勝

高崎神社(村社) 大字南加賀屋字芝野三十四番地に鎮座す。祭神は水分神、天照大神、人丸神の三柱なり。土地の開發者加賀屋甚兵衛は河内石川郡貴志村の人なれば、寶曆十一年、その氏神水分神社の神靈を勸請して本社を創建す。天保六年八月二十七日夜、火災に罹り、假殿を建てて奉祀せり。同十一年夏雨を祈り、七月三日靈驗あり。慶應元年三月、社殿を再建す。境内郡村宅地三百五十七坪、從來西成郡粉濱村伊丹與兵衛の所有たりしを、明治四十三年五月、民有地第二種に編入す。社殿梁間臺間半は東面す、其他拜殿梁間三間半平殿梁間臺間半あり。末社二社、一社は志那津比古、支那津比賣、大國主命、宇賀御魂神、住吉大神、瀬織津比賣の六柱を、一社は大御原五三魂神を祀る。祭祀は祈年祭二月十日、夏祭七月十日、秋季例祭九月十六日、新嘗祭十一月廿二日、月並祭毎月十七日とす。現今神饌幣帛供進指定神社たり。

高砂神社(村社) 大字北島字高砂に鎮座す。祭神住吉大神、水分神、人丸神の三柱なり。元文貳年、開發檢地の際、社地境内十五間四方を定め、河内岸の水分神社の分靈を勸請す。寶曆十一年八月二十一日、正遷宮を行ひたれば、或は此時の勸請なるべし。此時願主は小山久兵衛なり。天保六年八

月二十七日夜、火災に罹り、同十年四月、再建八月二十三日正遷宮を行ふ。境内四百八十三坪、本殿梁間桁行各八尺拜殿六坪あり。境内末社二社、一社には宇賀御魂を祀る。此神は寶曆四年、堺甲斐町小山久兵衛が、此地を前地主加賀屋甚兵衛より譲受けし時、久兵衛が宅の守護神として祀りしなり。故に社は堺甲斐町の方向に面す。一社は天満宮、金毘羅神、八幡宮を祀る、天保十四年十月十日、堺北福壽院阿闍梨法印の勸請する所なり。例祭は祈年祭二月十日例祭九月二日新嘗祭十一月二日なり。氏子は戸數七十戸。高砂高崎兩宮創建沿革等、兩社所傳略相同じ。高砂神社氏子の傳ふる所に據れば、高砂神社は本宮にして、高崎神社は氏子増加し來りし爲め分離して奉祀したるなりと。然らばその分離は天保六年罹災の後なるべけれども、年月詳ならず。又高砂神社は高崎神社に合祀すべきなれども高砂神社氏子間に高崎神社を別宮となす觀念ありて、意志融和せず、從て維持の爲めに高砂神社基本金蓄積に努力しつゝあり。

天満宮(村社) 大字柴谷字トに鎮座す。祭神菅原道真。由緒詳ならず。稿本住吉郡誌に明治五年雜社とあり、現今村社なり。境内四十坪、民有地第一種柴谷伊之助所有に屬す。社殿は本殿桁一間あるのみ。祭日は九月二十五日なり。種貸神社(廢) 大字村上新田字利隆に鎮座せり。祭神保食神。天保八年十一月勸請す、村社なり。境内百三十三坪、民有地第一種櫻井氏次郎所有に屬す。社殿は本殿桁一間半あるのみ。例祭九月十八日。明治十四年十月十八日許可、住吉村郷社生根神社へ合併し、境内地は所有者に還付せり。

祐貞寺 大字北島小字野中十四番屋敷にあり、境内は民有地にして八百三十八坪あり。眞宗本願寺派に屬し、龍宮山と號す。本尊は阿彌陀如來なり。寶曆五年創設、開基僧樸、堺市甲斐町岳野久兵衛と云へるもの、其子久四郎法名祐貞菩提の爲めの寄附創建に係る、安政年間、岳野家没落と共に維持困難なりしが、檀持教遵と云へるもの有志と共に維持を講じ營繕をなし、表門を再建し、今日に至る建築物は本堂、書院、庫裏一、經藏、物入所一、表門一、學問所一、裏門長屋一あり。

圓心寺(廢) 大字南加賀屋小字野中にありて、眞宗本願寺派の寺院なりしも、明治の初年廢絶せり。但寺寶として慧燈大師康正二年四十二歳自畫像、慧燈大師筆六字名號、慧燈大師撰子實如筆法語一紙、聖德皇太子古像一、消息五通一卷(大師乳母の夫奈良花園町道誓へ授與せしもの、天明八年本山本願寺より點檢證を添ふ、京都六條油小路菱屋善助所有なりしが、嘉永六年三月當寺に寄附)觀經曼陀羅大壹幅を藏す。

敷津村砲臺址 明治二十七八年日清役の起らんとするや、本村西海岸に砲臺を築き防備に任じたり。其後明治三十七八年、日露役の起らんとする前に由良要塞地定まりたるを以て、當地の砲臺は取除かれたり。今は其跡は官有地(陸軍)に屬す。

敷津浦 本村の地を云へるなり。猶住吉村誌第六參照すべし。

(萬葉集)十二 在吉之敷津之浦乃名昔藻之名者昔而之手不相毛惟

〔新古今集〕 數津の浦にまかりてあそひけるに船にこまりてよみ侍りける

船なから今夜ばかりは旅宿せむ數津の浪に夢はさむさも 藤原實方朝臣

千本松 木津川尻左岸をいふ、松の名所として知られしが、近時造船業の勃興と共に、漸く其風景を殺がるゝに至る。

第五 風俗

信仰 村民一般に本村唯一の眞宗を信ず、信仰心強く、毎説教日に必ず聴講するを例とす。

遊藝 一般住民の好尚は男女を問はず、舞を習ふ。毎年一回乃至二回、舞ざらへとて自己の修めたる舞を一般観覧者の前に於て複習的に發表をなす。上流家庭に於ては謠曲を修む。其數約二十人、

女子は舞の稽古を主とし其數三十人前後とす。普通尋常二年までに一通り修業せり。

衣食住 衣は平素は質素なるも、冠婚葬祭其他休日には不相應の華美なるものを纏ふ。これ女子のみに非ずして男子も然り。食は身體營養分の必要量に満足せず、一般に驕奢なり。飲食店料理屋等にて消費するもの相當あり。尙最も忌むべき風習としては小賣酒屋に於て互に居酒の量につき競ふが如きことあり。是等は本民村の娛樂なるが如し、然れども時勢の推移と共に、此風習も漸次薄

らぎつゝあり。住は農村本位の村落なるに拘はらず、三分の二までは借家に住む。これ古來本村民は海河上の業に従事し、住宅の必要を強く感せざりしによる習慣の残れるものなるべし。住宅は一般に木造なり。村内に於ける建造物最近五ヶ年間の統計を擧ぐれば左の如し(四月一日調)

種別	大正三年		同四年		同五年		同六年		同七年	
	棟數	坪數	棟數	坪數	棟數	坪數	棟數	坪數	棟數	坪數
木造	四二一	三、五九〇	四二八	三、七二五	四二九	三、八五五	四三一	三、九一八	四四〇	六、二四五
煉瓦造	九	一七九	九	一七九	九	一七九	九	一七九	九	一七九
土藏造	四	五八	四	五八	八	九四	八	九四	八	九四

大正五年、土藏造の増加は、火薬庫の新築により、同七年、木造の増加は、本村北部造船業勃興の爲め、舊屋を破壊して長屋住宅を新築したるによる。

年中行事及冠婚葬祭 最も鄭重に行ふ。婚儀の際は盛なる饗應をなすを常とす。其儀式に至りては古式を用ふるもの多く、神前結婚など絶えてなし。葬式は派手に過ぐる感あるも、其誠意に至りては他に例を見ること少なし。鎮守祭等は家族一同村民擧げて祝意を表す。恵方詣り、老年者の孫を引率して半遊山的に行ふのみ。春事、四五月の花咲き鳥歌ふの好時節、家族一同打揃ひ(全村同日に

行ふ)折箱の數々を携へ、大和川堤防に出で、一日の遊行を楽しむ。これを以て村内圓滿に何事も解決さるゝなり。雑祭、村内にては上流家庭に五六戸行ふのみにて盛ならず。報恩講、親族近隣知己相集り、祖先に御供をなし、祭を厚うし報恩の意を表す。毎年一月二月の交に各戸交代にて行ふものにして、最も盛なり。伊勢講、伊勢大廟に種々の御馳走を御供して其御下りを戴く、一つの宴會なり、毎年十月一回之を行ふ。栗節句、春季の春事と對稱し秋季行ふものなれども、全村の約半分なり。月見、團子、早熟の柿、薄、萩、芒等を月に供へ富裕なる處には尙菓子等をも供へ、後夜更けてより家族に分配し、一夜の清遊をなす。青年等は主に觀月に外出す。正月の兒童遊戯、男子は普通凧上げ、輪廻等をなし、女子は羽子板つき、花合せ等をなす。

東成郡誌 終

補遺

一六四頁一行 東成郡青年團ノ頭ニ項目社會事業ノ四字ヲ入ル。
 一六六頁 青年團情況表ノ次ニ左ノ如ク補入ス。

自治功勞者の表彰 本郡自治功勞者並に功績者に對しては、那事業の一として町村吏員の表彰を繼續實施しつゝあるも、町村長以下吏員、町村會議員並に各種委員使丁に至るまで表彰するの運びに至らざるを以て、大正八年二月は恰も町村制實施三十年に相當するを機とし、之れを記念すると共に祝典を擧げ、且つ各町村聯合して東成郡町村聯合表彰會を組織し、木下郡長を會長に推戴し十年以上勤績、二十年以上勤績、三十年以上勤績の三階級に區分して多年町村自治に功獻したる者を表彰することとし、同年六月三十日大阪市北區中之島中央公會堂に於て表彰式を舉行したり。林知事、町田第四師團長以下知名の人士を始め、會する者五百名以上に達し、最も盛大を極め、同時に内務省囑託留岡幸助並に醫學博士木下東作の記念講演あり、何れも喜色に満ち和氣霽々裡に散會したり當日表彰せられたる者左の如し。

十年以上勤績者	名譽職及町村吏員	百八人	同	使	丁	十一人
補遺						一七五二

二十年以上勤続者	名譽職及町村吏員	五十二人	同	使	一人
三十年以上勤続者	名譽職及町村吏員	十七人	同	使	三人

米騒動と廉賣米所開設 大正七年に於ける米價未曾有の騰貴は日を逐て底止する所を知らず、終に八月四日富山縣下に於ける一漁村に米騒動の端を開き、同月十日、一度此事新聞紙上に掲載さるゝや我大阪府下に於て俄然騒擾を惹起し、忽ちにして全大阪市に波及し、且つ全国各地の都鄙に瀾蔓猖獗を極め、其甚だしきは放火殺傷を敢てしたるもの少なからず。政府は緊急勅令の發布を奏請して壹千萬圓の巨額を支出して米價調節の資に供し、都市の富豪有志等亦多額の寄附金を捐出して廉賣の方法を講じたり。本郡各町村にあつても事の重大なるに鑑み急ぎ米廉賣の方法を立て、困厄者の救済に當りたるを以て、幸にして民心融和平靜に傾き、人傷殺害等の悲況を見るが如き事なくして事終了するを得たり。

此事變に際し、畏くも聖上陛下の御内努金を下賜せらる。我郡の其分配下賜を受けたる金額並に内務省へ依託による有志寄附金分配額等左の如し。

恩賜金分配額

金壹萬四千九百參拾壹圓也

内分配額

天王寺村	金壹千七百九拾七圓參拾壹錢	生野村	金五百八圓七拾壹錢
鶴橋町	金貳千八拾壹圓五拾九錢	中本町	金貳千四拾壹圓六錢
神路村	金參百七拾壹圓四拾五錢	小路村	金貳百貳拾五圓八拾錢
城東村	金八百四拾壹圓四拾六錢	榎本村	金五百四圓四錢
鯉江町	金壹千參百參拾貳圓貳拾參錢	榎並町	金四百九拾參圓六拾五錢
城北村	金參百九拾八圓貳拾參錢	古市村	金貳百六拾六圓拾貳錢
清水村	金百八拾參圓六拾八錢	平野郷町	金九百拾五圓八拾九錢
喜連村	金壹百四拾四圓六拾五錢	北百濟村	金貳百壹圓拾錢
南百濟村	金壹百五拾壹圓四拾貳錢	田邊町	金參百五圓八拾貳錢
依羅村	金貳百七拾圓七拾六錢	長居村	金貳百拾七圓八拾八錢
墨江村	金六百七拾九圓九拾貳錢	住吉村	金四百參拾壹圓四拾六錢
安立町	金參百七拾九圓五拾八錢	敷津村	金壹百八拾七圓拾九錢

内務省へ依託による有志寄附金分配額

金壹萬參千九百五拾六圓參拾七錢

内分配額

補遺

天王寺村	金壹千六百七拾九圓九拾七錢	生野村	金四百七拾五圓五拾錢
鶴橋町	金壹千九百四拾五圓六拾七錢	中本町	金壹千九百七圓八拾錢
神路村	金壹百四拾七圓九錢	小路村	金貳百拾壹圓五錢
城東村	金七百八拾六圓五拾參錢	榎本村	金四百七拾壹圓四拾四錢
餘江町	金壹千貳百四拾五圓八錢	榎並町	金四百六拾壹圓參拾九錢
城北村	金參百七拾貳圓貳拾七錢	古市村	金貳百四拾八圓七拾參錢
清水村	金百七拾壹圓六拾九錢	平野町	金八百五拾六圓貳拾四錢
喜連村	金百參拾五圓貳拾參錢	北百濟村	金百八拾七圓七拾八錢
南百濟村	金百四拾壹圓五拾五錢	田邊町	金貳百八拾五圓八拾七錢
依羅村	金貳百五拾參圓拾錢	長居村	金貳百參圓六拾六錢
墨江村	金六百參拾五圓五拾四錢	住吉村	金四百參圓參拾參錢
安立町	金參百五拾四圓八拾錢	數津村	金百七拾四圓九拾六錢

各町村に於ける白米廉賣開始の月日と其廉米値段とは左の如し。

町村名	廉賣開始月日	内地米 一升値段	外 一升値段
天王寺村	八月十三日	參拾五錢	貳拾錢
生野村	八月十五日	參拾錢	貳拾錢
鶴橋町	八月十四日	貳拾五錢	貳拾錢
中本町	八月十三日	貳拾五錢	貳拾錢
神路村	八月十四日	參拾五錢	貳拾錢
小東村	八月十三日	參拾五錢	貳拾錢
榎東村	八月十四日	參拾五錢	貳拾錢
榎本村	八月二十一日	貳拾五錢	貳拾錢

町村名	廉賣開始月日	内地米 一升値段	外 一升値段
餘江町	八月十三日	貳拾五錢	貳拾錢
榎並町	八月十四日	貳拾五錢	貳拾錢
城北村	八月十三日	貳拾五錢	貳拾錢
古市村	八月十三日	貳拾五錢	貳拾錢
清水村	八月十四日	貳拾五錢	貳拾錢
平野町	八月十三日	貳拾五錢	貳拾錢
喜連村	八月二十日	貳拾五錢	貳拾錢
北百濟村	八月十三日	貳拾五錢	貳拾錢
南百濟村	八月十三日	貳拾五錢	貳拾錢
田邊町	八月十三日	貳拾五錢	貳拾錢
依羅村	八月十三日	貳拾五錢	貳拾錢
長居村	八月十三日	四十錢	拾五錢
墨江村	八月十三日	貳拾五錢	拾五錢
住吉村	八月十三日	貳拾五錢	拾五錢
安立町	八月十三日	貳拾五錢	拾五錢
數津村	八月十四日	貳拾五錢	拾五錢

右の如く各町村に於ては町村自ら米の買集を爲し廉賣を開始したるも、米の買廻し蒐集は到底最終の供給を充す能はず、苦心焦慮せる折柄、大阪府に於ては市内有志の寄附金に依り、米穀團員と協力して廉賣を開始し、同時に大阪市接近町村に對しても廉賣米を交付し、販賣石數に制限を加へ其範圍内に於ける廉賣米石數に對しては内地米白米一石に對し七圓宛、外國米に對しては一石拾九圓參拾錢餘の實價を一石拾五圓宛にて分配し、更に運賃に對しても補助を與へられたり。即ちその各町村の廉賣開始を許されたる年月日並に販賣石數補助金を掲ぐれば左の如し。

町村名	補給廉賣開始年月日	一日販賣 制限石數	町村名	補給廉賣開始年月日	一日販賣 制限石數
天王寺村	九月十日	二十石	中本町	八月二十日	二十一石
生野村	八月二十一日	五石五斗	神路村	八月二十五日	三石
鶴橋町	八月二十日	二十一石二斗	城東村	八月二十一日	七石二斗

榎本村	八月二十八日	三石	榎江村	八月二十一日	六石六斗
榎江町	八月二十日	十四石	住吉村	八月二十一日	五石八斗
榎並町	八月二十日	五石四斗	安立町	八月二十二日	四石
榎北村	八月二十一日	五石三斗	津村	八月二十三日	二石

町村名	内地米廉賣石數	補給金額	外國米廉賣袋數	補給金額
天王寺村	一六三・一七六	一、一四二・二三〇	二〇	六七・一三〇
生野村	一一一・六四〇	八五一・四八〇	二四	六六・五六五
鶴橋町	六一六・一三〇	四、三一二・九一〇	一五〇	九二八・五九〇
中本町	六一四・六七〇	四、三〇二・六九〇	二八一	四八一・六三〇
神路村	八〇・三九〇	五六二・七三〇	一五	四三・三五五
城東村	二〇六・一七〇	一、四四三・一九〇	三四	一一一・九三五
榎本町	三九・四二〇	二七五・九四〇	一	四〇・一〇七五
榎江町	四七四・三二〇	三、三二〇・二四〇	一二六	三一・三八〇
榎並町	一六五・三三〇	一、一五七・三一〇	一〇	六八三・三一五
城北村	九八・四八〇	六八九・三六〇	二一一	三二一・五九〇
墨江村	二九七・八〇〇	二、〇八四・六〇〇	九九	一五六・九〇五
住吉村	一九八・四二〇	一、三八八・九四〇	五〇	三・二九三・四七〇
安立町	九二・三一〇	六四六・一七〇	一	
津村	二八・九四〇	二〇二・五八〇		
計	三、一九七・一九六	二二、三八〇・三七〇	一、〇二〇	

備考 外國米一袋ノ斤量ハ壹百六拾八斤ニシテ一袋ノ掛量ハ六斗七升八ナリ。ソノ配給ハ二回ニシテ一回補助金ハ運賃ヲ併セ一袋貳圓六拾五錢零八分ニシテ、第二回補助金ハ運賃ヲ併セ一袋參圓拾參錢八厘零五、平均一袋貳圓八拾九錢四厘四毛六分五ナリ。

袋貳圓六拾五錢零八分ニシテ、第二回補助金ハ運賃ヲ併セ一袋參圓拾參錢八厘零五、平均一袋貳圓八拾九錢四厘四毛六分五ナリ。廉賣補給は同年九月十九日まで販賣したる數量に對し補給せられたるものにして其以後の分に對しては補給を廢止せり。

洗心會 本郡は舊東成郡舊住吉郡の二郡を合して東成郡と稱したる關係上、人情民俗を異にせる趣ありて、總てに於て合體歸一する處なき感あるを以て木下郡長は大正六年秋季之れが連絡合同を圖る目的を以て町村長、郡會議員、郡内有志を一團として伊勢大廟に參拜し敬神崇祖の精神を涵養すると同時に相互の懇親を計りたり。而して二見浦二見館に宿泊し、大に意思の疏通を謀り、和氣霽々たり。即ち茲に團體成立の申合をなし、明治天皇御製の、

五十鈴川清き流の末くみて心を洗へ大和島人

を拜誦して本會を洗心會と命名したり。爾後毎年春秋二回旅行を繼續し、地方神社佛閣を參拜し、且つ地方優良町村の自治行政事務を視察し、其行程旅舎に於て會談の機會を與へ、雙互意思の疏通を計りたるに、今や雙互の理解する所となり、回を重ねるに隨ひ益々融和し、之れが爲め郡治町村自治の發展に裨益するところ尠なからず。而して本會の實施し來りたる事業の概略を擧ぐれば左の如し。

- 1、伊勢大廟參拜 鳥羽商船學校見學
- 2、出雲大社參拜
- 3、嚴島神社ノ參拜 吳鎮守府並ニ海軍工廠見學
- 4、多賀神社ノ參拜
- 5、日吉神社參拜
- 6、石川縣金澤市尾山神社參拜

7、藤樹神社参拜及琵琶湖巡遊

8、伊勢大廟参拜並ニ伊勢灣周遊

一〇〇七頁 表ノ次ニ左ノ如ク補入ス。

町村基本財産は大正七年 月に於ける現在額壹千四百四拾參圓九拾錢なり。その大正六年度造成年額は九拾四圓、内譯財産より生ずる収入貯金利子貳圓、公債利子五拾五圓、手数料參拾七圓なり。一五二三頁十二行 ノ次ニ左ノ如ク補入ス。

自治功勞者 多賀谷陳 資性温厚忠悃。文久二年莊屋を拜命し、明治維新後も續きて戸長村長の職に任し、又組合議員郡會議員或は府會議員等に選ばれ、力を公事に致すこと幾十年、終生至誠を以て終始一貫し、教育に勸業に將土木水利等に盡瘁せり。氏は夙に教育を以て村開發の根本義なりとし明治七年寺岡小學校の新校舍建築を斷行し、教育の普及上進を圖り、又本村の地灌漑の用水に乏しき爲め、自己所有の耕地を寄附して大町池の擴築を爲し、或は寺岡村氏神々殿を改築して大に敬神の意を表し、村風紀の矯正に努めたる等はその事績中に於て殊に著しきものとす。

各町村石高

(徳川氏末造及其以後ニ於ケル反別等)

町村名	舊石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行當 時ノ反別	町村制施行當 時ノ人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月 一日國勢調査 ノ人口
住吉村	一、九〇四・三三四〇	三三三・八五二	一、四〇一	二五八・七九〇〇	一、七二八	三、八二〇	六、四七六
安立村	二、二八八・三四四〇	一、五六三・四三〇	三、七六六	三〇六・六九〇一	四、五三四	七、三〇三	九、七五五
安津村	一、四七三・七〇三六	六・三六二	二、二八八	二五・三七二〇	二、三五九	三、一六五	四、四四三
依羅村	五八・七〇五	三四六・三九二五	八三三	五六五・二六二〇	一、〇一〇	一、四七八	二、七九九
長居村	二、八三一・九五五	三四四・八八二	二、〇九一	三〇七・八九七	二、三四五	三、三三〇	三、一五五
田邊村	一、六〇〇・一〇一〇	一四・三六四	一、九九五	一六九・九六六	二、一七九	二、七二〇	二、四四〇
南百濟村	一、九四三・〇四〇	一四〇・九二八	二、一九七	二六九・四九〇一	二、四〇六	三、一五一	五、三三八
喜連村	一、五五三・七六七〇	一八・三八八	一、六四三	一九五・六二七	一、七九二	一、七九〇	一、九二六
平野村	一、四四〇・六九七〇	一四六・七二九	一、五九六	一九九・二九〇三	一、七六三	一、九一七	一、七五六
北野村	五、六二一・七五七〇	三〇九・九〇一	六、九三〇	三四・三九二七	七、四三三	一〇、七四二	一四、五三二
天王寺村	七、六三二・一九一〇	一九五・四一〇	一、五五五	二八・二九九	一、七九八	二、五八三	二、八八四
生野村	二、〇二八・九六三〇	六四八・七五三	一、〇六四	七四八・八三三	一、三三〇	二、〇五七	三、三六四
鶴野村	一、九七四・二八二〇	一八四・〇〇七	一、一一二	一九・二八七	一、三三九	二、〇五七	八、四四七
小本村	一、六六八・八三三〇	一八六・八〇七	一、六六〇	一九・七八二	一、九九九	八、八八六	三、八六四
中本村	一、六六八・八三三〇	一四九・三三二	一、四七三	一七・八三四	一、五二五	二、三四七	三、九七九
神東村	二、三三五・一六六〇	三三三・〇〇一	二、〇二二	二六・三六六	三、一九〇	一、五七七	三、一五三
城東村	二、〇〇四・一六八〇	一九七・七二三	一、七六一	二四・八四五	一、九〇〇	三、一五六	五、一四六
榎本村	二、〇〇六・七八八〇	一八七・〇二九	一、九八四	二〇八・七三三	二、〇二二	四、六四九	一、二九五
榎本村	二、五七七・四二八〇	二五四・三三三	三、三三三	三一九・六五六	三、七〇六	五、四三三	六、五四一

計	江	江	江	江	江	江	江
水	市	北	城	板	板	板	板
村	村	村	村	町	町	町	町
五、五〇・一五七八	一、九〇〇・六五五〇	二、九四七・五二〇〇	四、三八〇・〇五〇〇	一、一九七・六六〇〇	一、八七二・一三〇〇	一、八七二・一三〇〇	一、八七二・一三〇〇
五、三七五・六七五	一、四九・三三二	二、四九・九〇四	三、五三・三〇六	一、二七・八五〇	一、四七・七〇七	一、四七・七〇七	一、四七・七〇七
六〇、四四九	一、三三九	一、五三六	二、五四五	一、三〇〇	三、四四一	三、四四一	三、四四一
六、三六〇・八二〇	一、三三九	二、七二六・三〇三	三、八四・七〇八	一、三〇〇	一、九六・六四四	一、九六・六四四	一、九六・六四四
六九、二二七	一、五二二	一、八三三	二、七九八	一、四九七	三、四〇三	三、四〇三	三、四〇三
一九、三三〇	一、八二二	二、四〇六	三、九五九	三、九六一	二、一九一	二、一九一	二、一九一
三六、四〇三	二、四三二	四、〇二七	八、八〇〇	五、九一〇	一、五九九九	一、五九九九	一、五九九九

備考 前記住吉、東成兩郡の幕末に於ける各領石高の合計たる六萬參千參百四拾參石五斗八升參合壹勺に比し、七千八百參拾六石四斗 升五合參勺を減少するは西成郡より入りし櫻井新田の四拾五石九斗壹合五勺同庄左衛門新田の貳拾石貳斗九合、同清堀村の貳百貳拾七石參升參合、西高津村の壹百貳拾九石四斗五升六合、河内國北河内郡より榎本村に入りし大字今津の九百六石五斗、同三組新田の九拾貳石參斗貳合、計壹千四百貳拾壹石四斗壹合五勺を加へたるも和泉國に編入せられたる大和川以南の六千貳拾石壹升五合八勺及び大阪市に編入したる諸村の參千貳百參拾七石八斗壹升壹合、計九千貳百五拾七石八斗貳升六合八勺を減じたるに依る。

大正十一年十二月二十日印刷
大正十一年十二月二十五日發行

編纂兼 發行所 大阪府東成郡役所

印刷者 村 上 勘 兵 衛

印刷所 京都市下京區西洞院通七條南入
内外出版株式會社印刷部

發行所 大阪府東成郡役所

2/3284

Faint, illegible text within a rectangular border, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

終